**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県飯塚市中五二三番地、最後の住所福岡県飯塚市大字柏の森一一〇番地の九三

被相続人　亡　原田　靖彦

右被相続人の相続人のあるにが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十一日

福岡市博多区中呉服町一番二二号吉田善平商店ビル二階

相続財産管理人　司法書士　髙瀬　啓介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県鹿島市大字高津原四二四四番地一八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂田　和優

右被相続人の相続人のあるにが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十一日

佐賀県鹿島市大字常広五〇八番地

相続財産管理人　堀　政海

**債権申出の公告（第二回）**

当法人は、平成二十九年八月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、当基金は平成二十九年十月十九日をもって長野県松本市深志二丁目二番一五号三階へ移転します。

平成二十九年九月十一日

長野県松本市大手二丁目一番六号

長野県食品厚生年金基金

代表清算人　松倉　勇記

**（仮称）福島冨武隈風力発電構想に係る対象事業の実施引継ぎの公告**

環境影響評価法第三条の九第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第一条の四の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公告する。引き継いだ区域の関係図面は、福島県企画調整部エネルギー課で平成二十九年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

一、引き継ぐ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　福島県

代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄

主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号

二、引き継ぐ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）福島冨武隈風力発電構想

風力（陸上）

発電所の出力　最大十七万七千四百キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大四十六基

三、引き継ぐ前の事業の実施が想定される地域

福島県いわき市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県双葉郡広野町、福島県双葉郡楢葉町、福島県双葉郡富岡町、福島県双葉郡川内村、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡双葉町、福島県双葉郡浪江町、福島県双葉郡葛尾村

四、引き継ぐ後の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）神楽山風力発電事業

風力（陸上）

発電所の出力　最大七万八千二百キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大二十三基

（仮称）福島冨武隈風力発電構想

風力（陸上）

発電所の出力　最大九万九千二百キロワット（発電端）

風力発電機の台数　最大二十三基

五、引き継ぐ対象の事業の実施が想定される地域

左記の地域の内、縦覧中の関係図面に示す区域とする。

（仮称）神楽山風力発電事業

福島県いわき市

六、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

（仮称）神楽山風力発電事業

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社

代表取締役社長　中島　等

東京都港区新橋三丁目三番一四号田村町ビル九階

平成二十九年九月十一日

事業者の名称　福島県

代表者の氏名　福島県知事　内堀　雅雄

主たる事務所の所在地　福島県福島市杉妻町二番一六号

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年９月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ＪＴＢコミュニケーションズ＆サポート北海道　②第二種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－219号　④株式会社ＪＴＢコミュニケーションズ＆サポート北海道　札幌市中央区北一条西六丁目１番地２　代表取締役　黒田秀徳　⑤本社営業所　札幌市中央区北１条西６丁目１－２アーバンネット札幌ビル８階　⑥昭和62年２月16日　⑧平成29年８月21日　⑩1400万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区北一条西六丁目１番地２　株式会社ＪＴＢコミュニケーションズ＆サポート北海道　代表取締役　黒田秀徳

Ｂ　①無限観光　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－346号　④下谷昌幸　群馬県吾妻郡中之条町伊勢町1132－７　⑤本店　群馬県渋川市折原3850　⑥平成８年６月13日　⑧平成29年８月３日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県吾妻郡中之条町伊勢町1132－７　無限観光　下谷昌幸